

徳島県生活困窮者自立支援事業【就労準備支援】
企画提案募集要領

1 事業の概要

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、支援対象者の自立を促進することを目的とする。

また、生活保護を受給する被保護者について、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を抱える者など、就労に向けた課題を多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や生活習慣の形成・改善を行い、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に行い、経済的自立につなげることを目的とする。

以上の目的から、「徳島県生活困窮者自立支援事業【就労準備支援】」（以下「本事業」という。）を実施する。

2 実施方法

本事業は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により適切な事業者（以下「受託者」という。）を選定して、委託することにより実施する。

3 プロポーザルに付する事項

（1）委託事業の内容

委託する事業は、令和7年4月1日施行の生活困窮者自立支援法第7条第1項に掲げる「生活困窮者就労準備支援事業」及び第16条に掲げる「生活困窮者就労訓練事業」の事業所拡大、令和7年4月1日施行の生活保護法第55条の10第1項に掲げる「被保護者就労準備支援事業」を実施するものである。

なお、具体的事業内容については、別紙「徳島県生活困窮者自立支援事業【就労準備支援】」業務仕様書（別添1）のとおり。

（2）事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、県の令和8年度予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、本事業の一部又は全部を実施しない場合がある。

(3) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

11,883千円

※ なお、この金額は 契約時の予定価格を示すものではなく、業務仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容に基づき、改めて業務仕様書を定め、見積書の提出を求める。

※ **本事業に係る国庫補助金の額が、契約額に補助率を乗じて得た額に満たないときは、国庫補助金の額に合わせて契約額を変更する場合がある。**

4 プロポーザルの手続き等に関する事項

(1) 参加要件

次のいずれも満たすこと。

- ア 徳島県内において、生活困窮者に対する支援活動の実績を有する団体、若しくは、これらの活動を行う能力があると認められる団体であること。
- イ 徳島県内に主たる事務所を有する民間企業、その他の法人又は法人以外の団体であって、本事業の目的を理解し、的確に遂行するに足りる能力を有するものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託の対象者とはしない。

(2) 担当課

徳島県保健福祉部地域共生推進課（保護・自立支援担当）

所在地 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

電話 088-621-2166（直通）

ファクシミリ 088-621-2913

E-mail chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

(3) 質問の受付

ア 提出書類 当該公募に係る質問については、別添の質問書の提出により行うこととする。

イ 提出期限 令和8年3月13日（金）午後5時まで

ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。

エ 回答方法 電子メールにて回答する。

回答は、参加表明をした全ての者に対して行う。

(4) 参加表明書等の提出

- ア 提出書類 本事業のプロポーザルに参加できるのは、事前に参加表明書を提出した事業者に限る。
プロポーザルへの参加希望者は、次により別添の参加表明書及び添付書類を提出すること。
- イ 提出方法 事前に(2)の担当課へ連絡の上、持参又は郵送(書留に限る。)すること。
- ウ 提出場所 徳島県保健福祉部地域共生推進課
- エ 提出期限 令和8年3月13日(金)午後5時まで

(5) 企画提案書の提出

- ア 提出書類 別添の企画提案書を8部(正本1部、副本7部)提出すること。規格はA4版縦とし(A3版用紙の折り込みは不可)、ページ番号を付すこと。また、A4フラットファイルに綴じ、表紙・背表紙にタイトル等を記すこと。
- イ 提出方法 事前に(2)の担当課へ連絡の上、持参又は郵送(書留に限る。)すること。
- ウ 提出場所 徳島県保健福祉部地域共生推進課
- エ 提出期限 令和8年3月19日(木)午後5時まで

5 企画提案の審査に関する事項

(1) 受託者の選定方法

選定委員会において審査を行い、受託者の選定を行う。

選定委員会は、企画提案書の提出者が1者の場合は書面審査、2者以上の場合、プレゼンテーション方式(企画提案書の提出者はプレゼンテーションにより内容説明を行い、選定委員からの質疑に応答する。)により行うものとする。

プレゼンテーション方式により選定委員会を実施する場合の日時及び場所は、企画提案書の提出者に別途通知する。

(2) 主な審査項目

企画提案の審査は、企画提案審査基準(別添2)に基づく評価により行う。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての提案者に文書で通知する。

6 契約に関する事項

県は、選定委員会において選定された受託者と改めて業務仕様書を作成した上で、契約の相手方から事業計画書及び見積書を徴し、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）に定める随意契約の手続きにより契約を締結する。

県は、契約の相手方が提出した企画提案書をもとに業務仕様書を作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で作成する場合がある。

7 企画提案書の作成上の留意事項

- (1) 企画提案書は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出期限後の差替え及び撤回は認めない。また、提出された書類は返還しない。
- (2) 虚偽の記載をした企画提案書は、無効とする。
- (3) 委託料上限額を超える企画提案書は、無効とする。
- (4) 参加要件を満たさない者又は受託者を選定するまでの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書は無効とする。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。
- (7) 企画提案募集に関する質問は、令和8年3月13日（金）午前中までに、担当課にE-mail又はファクシミリにより提出することとし、担当課に着信したことを確認すること。
回答については、質問事項を提出した者及び他のすべての企画提案参加者にE-mail又はファクシミリにて、その都度行う。
- (8) 本事業の概要、企画提案書の作成等については、本要領のほか、業務仕様書（別添1）、審査基準（別添2）及び徳島県生活困窮者就労準備支援事業実施要領を参照すること。